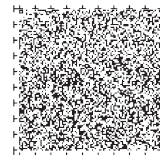


駐車禁止除外指定車両標章の交付 身 知 精



申請される人は、事前に管轄の警察署へ必ず確認してください。

歩行困難な対象者が自ら運転し、又は同乗する車両を駐車禁止区域でも他の交通の妨げにならない限り駐車をすることができます。（交差点、坂道の頂上等法定の駐車禁止場所は駐車できません。）

●対象者

別表第1

～静岡県道路交通法施行細則～
身体障害者及び戦傷病者で歩行が困難な人の障害区分表

令和6年4月1日現在

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級から3級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	—
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	—

※ 上記「別表第1」以外で駐車禁止除外標章の交付対象者は、以下に該当する人です。

- 療育手帳で交付を受けている人のうち、知的障害の程度が重度（A）と判定された人
- 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている人のうち、色素性乾皮症患者
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人のうち、1級の障害と判定された人

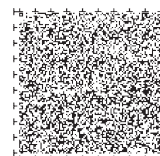
●申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の原本（各1部）。なお当事者の代理で申請を希望の人は、代理の人の身分証（運転免許証等）をお持ちください。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署 ㊟475-0110
 浜松東警察署 ㊟460-0110
 浜松西警察署 ㊟484-0110
 浜北警察署 ㊟585-0110
 天竜警察署 ㊟926-0110
 細江警察署 ㊟522-0110



高齢運転者等専用駐車区間の設置 身

高齢者等専用駐車区間に、申請に基づき交付される標章を掲げた普通自動車を自らが運転するとき駐車できる制度です。

●設置箇所及び設置台数（令和6年4月1日現在）

- ・中央区鍛冶町（アクアモール） 4台
- ・中央区海老塚町（J R 東海道線高架下） 2台

●利用時間帯：10：00～20：00

●利用料金：無料

●対象者

普通自動車の運転免許証を持っている人で次に該当する人

- ・70歳以上の高齢者
- ・聴覚に障がいのある人・肢体不自由者で、運転免許に条件が付されている人
- ・妊娠中または出産後8週間以内の女性

●駐車時の注意点

警察署で交付された「専用場所駐車標章」をダッシュボードに掲示すること。

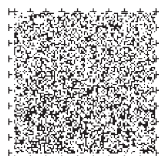
●申請に必要なもの

- ・自動車運転免許証（普通自動車を運転することができる免許に限ります）
- ・自動車検査証（写しでも可）（普通自動車に限ります）
- ・妊娠中又は出産後8週間以内の人は、上記のほかに母子手帳等です。

●窓口

詳しくは、窓口（住所を管轄する警察署）へお問い合わせください。

浜松中央警察署	☎475-0110
浜松東警察署	☎460-0110
浜松西警察署	☎484-0110
浜北警察署	☎585-0110
天竜警察署	☎926-0110
細江警察署	☎522-0110



公共施設やスーパーなどの店舗には車いすマークの駐車場が設けられています。しかし、一般の人が駐車場を利用してしまい、本当に必要な人が利用できないという声が多く聞かれます。そのため県では、車いす利用者や歩行が困難な人たちに利用証を交付し、駐車時に利用証を掲げてもらうことで、駐車場の適正利用を図る取り組み「ゆずりあい駐車場制度」を行っています。

●「利用証」交付対象者

下記対象者のうち、歩行が困難な状態にあり、車いすマーク駐車場の利用を必要とする人

なお、障害の軽減や有効期間満了等により対象者でなくなった場合は、利用証をご返却いただきます。

対 象 者	申請窓口	必要書類
身体障害者手帳 視覚（１～４級） 聴覚（２～３級） 平衡機能障害（３～５級） 肢体不自由上肢（１～２級）、下肢（１～６級）、 体幹（１～５級） 脳原上肢（１～２級）、脳原移動（１～６級） 内部障害（１～４級） 療育手帳Ａ 精神障害者保健福祉手帳１級	各福祉事業所社会福祉課	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳

対 象 者	申請窓口	必要書類
けが、病気などにより、一時的に歩行が困難な状態にある方	各福祉事業所社会福祉課	医師の診断書（写し可） ※最大６か月の有効期間で 利用証を交付します。

●窓口

静岡県福祉長寿政策課 ☎054-221-2052

公共施設等車いすマークの駐車場に併せて設置されている思いやり駐車場（ハートマークの駐車場）の利用は、乗降に広いスペースを必要とする障がいのある人、妊産婦、ベビーカー使用者等が優先される駐車場であり、ゆずりあい駐車場利用対象者も利用できます。

